吉田　統彦	愛知県名古屋市港区浜一―一―八	
相原久美子	北海道札幌市西区西野一条四―一―二〇	
藤末　健三	神奈川県川崎市宮前区宮崎二―一二―二	
支部の数	六一二	
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	六一二	
国民新党		
支部の数	八二	八三
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	八二	八三

	6802 Harrowdale Road, Baltimore, MD, USA	
	北海道札幌市西区西町北七―三―一四	
	神奈川県川崎市宮前区宮崎五―五―四四	
	五六九	
	五六九	

○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省告示第一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定に基づき、次に掲げる市町村を平成二十一年に発生した激甚災害に係る同条第一項の市町村として告示する。

平成二十二年三月十七日

文部科学大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

府県名	郡名	市町村名
岩手県	下閉伊	普代村
群馬県	甘楽	南牧村
長野県		長野市※
岐阜県		関市※
三重県		津市※
京都府		福知山市※
兵庫県		宍粟市※
	佐用	佐用町
奈良県	吉野	黒滝村
和歌山県		田辺市※
		新宮市※
島根県	飯石	飯南町
	邑智	美郷町
岡山県		美作市※
徳島県		美馬市※
高知県	高岡	四万十町※
	幡多	三原村

備考

※印を付した市町村は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十九条の特例の対象となった市町村である。この場合、当該市町村における激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき指定された措置の適用については、同法第三条第一項の政令で定める基準に該当する当該市町村の合併前の市町村に係るものに限る。なお、特定地域に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第一条第一項の市町村の負担額の算定に当たっては、合併前の市町村について局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）(1)に掲げる市町村に該当した場合に、当該合併前の市町村について算定したものである。

○農林水産省告示第四百四十三号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十一年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第三項の地域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	阿寒	鶴居村
青森県	西津軽	深浦町
岩手県		久慈市
宮城県		登米市　大崎市
	加美	色麻町　加美町
秋田県		秋田市　大館市（旧北秋田郡比内町の区域に限る。）　由利本荘市　潟上市
	北秋田	上小阿仁村
	山本	藤里町　八峰町
	南秋田	五城目町
山形県		鶴岡市　酒田市
福島県	最上	真室川町　戸沢村
	石川	須賀川市　南相馬市
	双葉	玉川村　浅川町
栃木県		双葉町
群馬県		大田原市　さくら市
東京都		高崎市
新潟県		三宅村
富山県		糸魚川市　佐渡市
石川県		氷見市
	鹿島	中能登町
山梨県		北杜市（旧北巨摩郡白州町の区域に限る。）
長野県		長野市（旧上水内郡戸隠村の区域に限る。）　諏訪市　中野市
	南佐久	南牧村
	上伊那	中川村
	木曽	木祖村
	北安曇	白馬村
	下高井	木島平村　野沢温泉村
	上水内	飯綱町（旧牟礼村の区域に限る。）
岐阜県		高山市　関市　恵那市　郡上市
静岡県		伊豆市（旧田方郡天城湯ヶ島町及び中伊豆町の区域に限る。）　牧之原市
	賀茂	南伊豆町　松崎町
三重県		津市（旧安芸郡美里村、一志郡白山町及び美杉村の区域に限る。）　松阪市（旧松阪市、一志郡嬉野町及び飯南郡飯南町の区域に限る。）　名張市　いなべ市
	多気	伊賀市
	度会	多気町
		度会町